

財政運営指針（案）に対する意見・提案と県の考え方

No	意見等の概要	県の考え方
1	<p>全般</p> <p>堅実な財政政策をしており、このまま続けていただきたい。</p>	<p>将来にわたり、収支均衡を維持しながら地方創生・人口減少対策などの重要課題に的確に対応するため、事務事業の見直しや行政の効率化・合理化、財源の確保の努力を継続し、基金の確保や県債残高の縮減などを図りながら、安定的な財政運営を行っていきます。</p>
2	<p>全般</p> <p>・さらなる財政改善には「ビジネス」の視点が欠かせない。海士町の取り組みも参考に県を「経営」していくべき。</p>	<p>行政のニーズが高度化、多様化するなかでは、民間のノウハウ・創意工夫を活かして、行政サービスを効率的に、またコストや成果を意識しながら行うことは大事であると考えています。</p> <p>そのような視点を持ちつつ、事務事業の見直しの徹底や行政の効率化・合理化の徹底などを進めていきます。</p>
3	<p>(2) 行政の効率化・合理化の徹底</p> <p>職員の時間外勤務の縮減は大切だが、民間への委託により支出が増加するようになってはならない。</p>	<p>民間への委託については、①委託費と、②委託により削減される人件費及び事務費とを比較して、効率化・合理化される業務を対象とします。</p>
4	<p>(2) 行政の効率化・合理化の徹底</p> <p>・アウトソーシングは県職員が担うほどではないが、廃止できないものに限定すべき。廃止しても問題ないものは委託すべきでない。</p>	<p>アウトソーシングは、事業の必要性を十分に精査したうえで行います。</p>
5	<p>(2) 行政の効率化・合理化の徹底</p> <p>臨時・嘱託職員の配置の際、単独部署での予算消化とならないよう、他部署との連携を図り、流動的な動きのとれる人員配置がなされるよう管理の徹底を願いたい。</p>	<p>現在、文書集発等各所属に共通する定型的な業務を部で集約し、臨時職員を柔軟に配置したり、専門性の高いコーディネーターやアドバイザーなどの嘱託職員については所属を超えて業務を行っている例があります。</p> <p>今後も、柔軟な業務対応や職員配置が可能かどうか個別に業務内容や業務量をみながら検討していきます。</p>
6	<p>(2) 行政の効率化・合理化の徹底</p> <p>・総人件費について、労働環境上、正規職員(特に教員)は現行水準を維持すべき。会計年度任用職員制度開始を機に、非正規職員が担う業務を集团的に外部委託すべき。AIやICTの積極的な導入・活用で、業務の自動化・省力化をトップダウンで強力に推進すべき。</p>	<p>今後の職員規模については、正規職員と再任用職員、臨時・嘱託職員の総人役を基本として、業務量、業務内容を踏まえながら業務に合った適正な人員配置を行っていきます。</p> <p>民間への外部委託については、臨時・嘱託職員の業務に限らず、業務全体を対象に個別に検討を行い、効率化・合理化ができるものについて進めていきます。</p> <p>また、業務の自動化・省力化につながるICTなどについては導入を進めており、今後も、費用対効果等を勘案して取り組んでいきます。</p>

No	意見等の概要	県の考え方
7	<p>(3) 地域経済の活性化などによる財源の確保</p> <p>島根県の自然、人、産業等をもっと生かし、実情に合わせた柔軟な事業実施が図られるよう、国へ働きかけていただきたい。</p>	<p>今後とも、「豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根」を目指して、地方税・地方交付税の確保・充実をはじめ、各種施策に対する国への働きかけを行っていきます。</p>
8	<p>(3) 地域経済の活性化などによる財源の確保</p> <p>自主財源の拡充・確保を図るため、県税収の増加につながる新たなアイデアなどがあるか。</p>	<p>新税の創設など新たなアイデアは難しいですが、地方創生・人口減少対策を推進することによって、税源の涵養につなげていくことが大事であると考えています。</p>
9	<p>(3) 地域経済の活性化などによる財源の確保</p> <p>堅実な財政運営だけでなく、少し挑戦してみることでもいいのではないか。例えば、観光振興をすることにより、島根県の自主財源が増えてくのではないか。</p>	<p>島根県では、「島根総合発展計画」における産業振興政策、「まち・ひと・しごと創生 島根県総合戦略」における基本目標「しごとづくり と しごとを支えるひとづくり」において、「観光の振興」を施策として掲げ、全力で取り組んでいます。</p> <p>この施策に取り組むことにより、県内の観光産業が活発化し、ひいては税収の向上に寄与するものと考えています。</p>
10	<p>(3) 地域経済の活性化などによる財源の確保</p> <p>・県有未利用財産の売却は、長期的にはプラスになりえない。可能なら賃貸や県営駐車場など、自主財源増加のために活用すべき。</p>	<p>将来的な利用が見込めない未利用財産については、保有コストを低減するため、売却を進め、民間利用による有効活用を目指します。</p> <p>なお、売却が見込めない土地については、メガソーラー用地としての貸付などにより、活用を図ります。</p>
11	<p>(3) 地域経済の活性化などによる財源の確保</p> <p>・臨時財政対策債はこれ以上増やしてはならない。</p>	<p>地方交付税原資の財源不足の補てん措置として多額の臨時財政対策債が発行されている現状を踏まえ、地方交付税での配分が可能となるよう引き続き国に対して要望していきます。</p>
12	<p>(3) 地域経済の活性化などによる財源の確保</p> <p>(4) 決算剰余金等を活用した財政基盤の強化</p> <p>・地方交付税の充実の働きかけは「甘え」と受け止められかねない。貯金を増やしていく方向に重点を置いた方がよい。</p>	<p>県の貯金である基金については、このたび策定する指針から目標として掲げ、取り組んでいきます。</p> <p>また、地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、いかなる地域でも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので地方固有の財源であることから、適切に配分されるよう引き続き国に対して要望してきます。</p>